

品質規格

SV規格 (Standard Value : 壁紙製品標準規格)

SV規格の概要

SV規格とは、壁紙工業会加盟会社が消費者の皆様安心してお使いいただける壁紙を提供することを目的として制定した自主規格です。

SV規格の設定趣旨

オゾン層の破壊や温暖化現象によって、近年地球の環境が悪くなってきていると言われています。また、室内環境も住宅の気密化・高断熱化の影響や換気不足でホルムアルデヒドや揮発性有機化合物（VOC）等による汚染が問題になっています。壁紙工業会では、人々が安全に健康で快適な暮らしを営める環境作りに適合した壁紙製品の提供を目的にSV規格を制定しました。制定にあたってはドイツ品質保証壁紙や日本工業規格JIS A 6921（壁紙）の品質基準を十分に考慮し、より高い安全性を追求すべく独自の検討を加えて作成しました。

JIS規格 (JIS A 6921 : 2014)

日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。

No.	試験項目			SV	JIS
1	退色性(号)			4以上	4以上
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦色落ち度	縦	4以上	4以上
			横		
		湿潤摩擦色落ち度	縦	4以上	4以上
			横		
3	隠ぺい性(級)			3以上	3以上
4	施工性			浮き及びはがれがあってはならない	浮き及びはがれがあってはならない
5	湿潤強度(N/1.5cm)		縦	5.0以上	5.0以上
			横		
6	ホルムアルデヒド放散量		(mg/L)	0.2以下	0.2以下
7	重金属	砒素	(mg/kg)	3以下	—
		鉛	(mg/kg)	20以下	—
		カドミウム	(mg/kg)	3以下	—
		クロム	(mg/kg)	20以下	—
		水銀	(mg/kg)	2以下	—
8	塩化ビニルモノマー		(mg/kg)	0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC	(μg/g)	100以下	—
		TEX芳香族	(μg/g)	10以下	—

※TEXとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの略称です。

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

防火認定制度について

防火ラベルについて

(1) 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用できる壁紙には、製品の外表面に「防火製品表示ラベル」が貼付けされます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

■ 防火製品表示ラベルの種類

紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
------	-------	------------	-----------	--------	-----

■ 材料の区分、種類、および一般材料名称の一覧

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化 アルミニウム紙 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

「防火壁装材料・品質管理システム」では「材料の区分」「種類」の分類項目を設けて、防火壁装材料の管理に活用しています。なお、「材料の区分」の構成内容は上記の「防火製品表示ラベル」に準じて設定し、また「種類」は製法や素材構成、化粧層の違いにより区分しました。

(2) 防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会制定の「防火壁装材料の標準施工法」により仕上げた場合、仕上げ箇所へは燃るべき防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。なお、防火施工管理ラベルは、表示資格を有した「施工管理者」により貼付けされます。

■ 防火施工管理ラベルの種類

<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号NM-</p> <p>不燃材料 (基材との組み合わせによる)</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号QM-</p> <p>準不燃材料 (基材との組み合わせによる)</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p>	<p>国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号RM-</p> <p>難燃材料 (基材との組み合わせによる)</p> <p>日本壁装協会 壁装施工団体協議会 施工管理者</p>
---	--	---

■ 防火施工管理ラベルの様式

防火施工管理ラベルは2タイプの様式で運用されます。日本壁装協会会員である施工団体所属の施工者へ委託する場合は、「委託施工用」を、また、塗装仕上げやどんす張りなど固有の施工法で、認定取得者自らの責任で施工する場合は、「責任施工用」を使用します。なお、防火施工管理ラベルは日本壁装協会にて作成され、会員の施工団体を通じて各施工者へ配布されます。また、仕上げ箇所へ表示されるラベルは認定番号の他に、必ず「施工管理者名」の記載がなければ、無効となりますのでご注意ください。

防火認定番号について

認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号となります。

認定番号	
不燃	NM-〇〇〇〇
準不燃	QM-〇〇〇〇
難燃	RM-〇〇〇〇

NM:「Noncombustible Material」……燃えにくい材料
QM:「Quasi Noncombustible Material」……類似(準)の燃えにくい材料
RM:「Fire Retardant Material」……火を遅らせる材料

防火壁装材料の認定共同管理について

一般社団法人日本壁装協会は、防火壁装材料の認定共同管理を開始しています。協会として新たに認定を取得することにより、壁装業界として責任を持って認定品を運用管理し、防火壁装材料の認定仕様に関するコンプライアンス向上を目的としています。今後、価格表に掲載している防火認定番号および防火種別がサンプル帳有効期限内に変更となる場合がありますので、日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認ください。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>



■ 防火性能一覧表

壁紙の防火種別と施工する下地の種類および施工方法との組み合わせによって得られる防火性能をまとめたものです。

防火種別	防火性能						
	施工方法／直張り				施工方法／下張り		
	不燃下地 ^{*1}	不燃石膏ボード (厚さ12mm以上)	準不燃 下地 ^{*2}	金属下地 ^{*3}	不燃下地	不燃石膏 ボード	準不燃 下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃	—	—	—	—
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃	—	—	—
6-4	不燃	—	—	不燃	—	—	—
6-5	不燃	—	—	—	—	—	—

● 防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし、通則の特定壁紙については特有の施工方法によるものもあります。

● 防火種別について

防火種別は、日本壁装協会が自主管理上の分類のために設定した番号です。販売店がサンプル帳等における表記を識別する便宜を図るため、掲示しております。この種別は、認定番号等の公的な表示ではありませんのでご注意ください。また種別は随時追加・変更がなされております。必ず最新の情報をご確認ください。

● 施工管理について

施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

壁紙との組み合わせで使用できる代表的な下地基材例

- ※1 建設省告示第1400号のコンクリート・モルタル・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ※2 建設省告示第1401号の石膏ボード（厚さ9mm以上）
- ※3 アルミニウムを除く金属板

■ 防火材料について

防火材料とは、不燃・準不燃・難燃の性能区分に応じて、国土交通大臣が定めた材料もしくは認定した材料のことです。

国土交通大臣が定めた材料とは、建築基準法令等に基づいて告示に具体的な名称をあげて防火性能があるとされた材料（下記）です。

また、国土交通大臣が認定した材料とは、法令等に基づいて国土交通省の定めた指定性能評価機関で審査し、防火性能があると認められた材料のことです。これが国土交通大臣認定の防火壁装材料で、認定書が交付されます。

防火壁装材料は、壁紙単体ではなく、下地との組み合わせ、いわゆる施工後に初めて性能が決定される材料です。下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。防火壁装材料としての防火性能確認は、告示に示された防火材料との組み合わせで行われています。したがって、下記告示に表記のない、個別に防火認定を取得した下地に施工した場合は、基本的には防火壁装材料として認められません。また、告示に示された防火材料であっても、塗装・貼合せ等の別に裝飾されたものは、壁紙張の防火材料の下地には認められません。

9.5mm不燃石膏ボードは告示1401号の石膏ボード（厚さ9mm以上）に該当しますが、告示1400号の石膏ボード（厚さ12mm以上）には該当しないため「準不燃下地」の扱いとなります。そのため、当サンプル帳収録の壁紙と組み合わせた場合、**不燃性能の表示はできません**。準不燃の仕上りとなります。

1) 不燃材料（建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正）

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント（厚さ3mm以上）、繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、せっこうボード（厚さ12mm以上）、ロックウール、グラスウール板

2) 準不燃材料（建設省告示1401号 2000年5月30日）

不燃材料、せっこうボード（厚さ9mm以上）、木毛セメント板（厚さ15mm以上）、硬質木片セメント板（厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上）、木片セメント板（厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上）、パルプセメント板（厚さ6mm以上）

不明な点は、建築主事にご確認ください。

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等		対象となる規模等				制限		
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの					
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)		2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・難燃以上 (床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上 (3階以上に居室を有するものは準不燃以上) (※2)	壁・天井とも準不燃以上 (※2)
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの		床面積の合計が200㎡以上のもの		
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部				壁・天井とも準不燃以上 (※2)	壁・天井とも準不燃以上 (※2)
	5	地階又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの						
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの	学校等(※1)を除く。 耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。 本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。				壁(床面上1.2m以下除く)・天井とも難燃以上 (※2)	壁・天井とも準不燃以上 (※2)
	6	階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの						
	6	階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの						
無窓	7	窓その他開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの		壁・天井とも準不燃以上 (※2)		壁・天井とも準不燃以上 (※2)	
	7	湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)						
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの		壁・天井とも準不燃以上 (※2)		
			住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの					

(除外規定) 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のものと及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分(200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない)	100㎡以内に防火区画	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃 壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	壁・床面上1.2m以下除く 壁・床面上1.2m以下除く	
		200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)	500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)				
	10	地下街	100㎡以内に防火区画				200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)
		500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)					

- ① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。 (2015年6月1日施行)
- ② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定のある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものです。詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自自治体に確認してください。
- ※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場。
- ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。

建築基準法に基づくシックハウス対策壁紙について

建築基準法の改正について

建築基準法の一部改正が2003年7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

「居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」
(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

※規制対象となる「居室」とは建築基準法上の「居室」であり、住宅、非住宅を問わず全ての建築物に適用されます。
「倉庫」「トイレ」「浴室」など常時「人の居住に供しないことが明白」なものは除外されますが、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

改正内容のポイント

■ホルムアルデヒドに関する建築材料、換気設備の規制

- ①内装仕上げの制限
- ②換気設備設置の義務付け
- ③天井裏などの制限

■クロロピリホスの使用禁止

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて次の4つの種別に区分されますが、告示で定める壁紙は図表の通り「JIS規格」か「大臣認定」に基づき「規制対象外」となっております。

	規制対象外 ※第1～第3種よりも上位の性能を備えた建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度 (チャンパー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下	5 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 超～ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 超～ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 超
ホルムアルデヒド対策マーク (等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の種類	JIS規格品 大臣認定品	-	-	-
内装仕上げの制限	使用制限なし	使用面積が制限される	使用禁止	

1 μg (マイクログラム):100万分の1 g の重さ。
発散速度1 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ は、建材1 m^2 につき1時間あたり1 μg の化学物質が発散されることをいいます。

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運営することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムの登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼付け」されるものです。

(1) 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼付けされるもので、「JIS製品」「大臣認定品」の2つの様式があります。

(2) 大臣認定について(JIS表示ができない商品への対応)

製造が国内、海外であるにもかかわらず、日本国内で販売される壁紙に関して、公的機関で試験されたホルムアルデヒド放散量データを付けて、大臣認定(国土交通省)を申請し、審査の上合格したのについて認定番号を取得し、製品に表示しています。

(3) シックハウス対策品ラベル

壁紙のカット品について、「シックハウス対策品ラベル」を出荷ラベルの横に貼付け、表示しています。



シックハウス対策品ラベル



製品情報ラベル

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

壁紙品質情報管理システム登録確認書

(防火およびホルムアルデヒド情報の確認書)

日本壁装協会の検索システムでは、JISならびに大臣認定に関するシックハウス情報や防火の認定情報も商品番号から容易に検索でき、印刷およびダウンロードすることができます。



<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会 検索

